

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画

第10章までに記載した保存管理、活用、整備、運営・体制の整備の各施策に基づき、実施する項目と概要を以下に示す。なお、第1章第5節でも記載したとおり、「第Ⅰ期計画」は実施期間の中間に当たる5年で前半と後半とに分け、5年が経過した時点で計画の進捗状況を確認することとする。

また、令和 16（2034）年度以降は、「第Ⅰ期計画」の経過観察と課題の検討に基づいた「第Ⅱ期計画」へと変更を行う。内容は「第Ⅰ期計画」を元にした保存、活用、整備事業を踏まえ、上位計画である「掛川市総合計画」（令和 7（2025）年度まで）、「掛川市文化財保存活用地域計画」（令和 15（2033）年度まで）との整合を図り、施策を反映するための取り組みの見直しを行う。

表 11-1 施策の実施計画表

凡例 ●：事業着手時期 ➡：事業期間 ○■■■➡：着手時期や期間、実施の有無が未定の事業

項 目		「第Ⅰ期計画」前半 令和 7 年度～11 年度	「第Ⅰ期計画」後半 令和 12 年度～16 年度	「第Ⅱ期計画」 令和 17 年度～
(1) 保存活用計画の実施				
(2) 保存 管理	調査・研究			
	史跡指定地の管理			
	植生管理			
	公有化・追加指定			
	防災計画の実施			
(3) 活用	史跡の公開・活用			
	講座・イベントの開催			

項 目		「第Ⅰ期計画」前半 令和 7 年度～11 年度	「第Ⅰ期計画」後半 令和 12 年度～16 年度	「第Ⅱ期計画」 令和 17 年度～
(3) 活用	学校教育での活用	● 出前講座・史跡見学ツアーの開催		
	周辺文化財との連携	● 周辺文化財との連携		
	産業・観光との連携	● 産業・観光との連携		
	展示・情報発信	● 印刷物の刊行、企画展示、特別展示の開催、ホームページ・SNS の発信、デジタルコンテンツの活用		
(4) 整備	整備基本計画の作成	●		
	2 期整備 第 1 段階の整備事業	● 保存整備	● 活用整備	
	2 期整備 第 2 段階の整備事業		○	
	2 期整備 第 3 段階の整備事業			○
	2 期整備 第 4 段階の整備事業			○
	2 期整備 第 5 段階の整備事業			○
	既整備箇所の保存整備	○		
	大堀切・敵さい山の整備	● 樹木の管理、景観の整備		
	東大手門周辺の整備	○		
(5) 運営・体制の整備		● 整備委員会の実施、庁内外の協力体制整備		